選挙市民審議会
第３回 第１部門会議 議事録

２０１６年３月２２日（火）１３：００～１５：００
衆議院第１議員会館　第３会議室にて

司会　小林幸治（第１部門審議委員兼実務者）
書記　富山達夫（とりプロ事務局）

【出席委員】７名
石川公彌子、片木淳、小島敏郎、小林幸治、坪郷實、濱野道雄、山口あずさ

【欠席委員】１名
武井由起子

【陪席・傍聴者】
岡本達思、岡村千鶴子、城倉啓、富山達夫、星出卓也、丸井英里（以上、とりプロ事務局）
及び、逢坂誠二衆議院議員、議員秘書、市民、報道関係者など複数名あり

【議　題】
１）文書図画規制の課題について（片木淳共同代表より発題）
２）選挙運動期間設定の課題について（坪郷實委員より発題）

【配付資料】
（１）「公職選挙法による「選挙運動」等の規制 ―その問題点と改革案―」（片木淳）
（２）「選挙運動期間設定の現状と課題について」（坪郷實）

［キーワード］

会議冒頭で、「とりプロ」事務局の富山達夫より、定足数の確認と配布資料の説明があった。

【議題１】

小林幸治　今日は３時まで２時間、２つのテーマで集中して議論をということですので、よろしくお願いします。
　で、ちょっと冒頭、第１部門会議の座長の片木さんのほうから一言なにかありましたら…。

第2回共同代表者会議（‘16 年2月23日開催）

片木淳　はい。それでは先月の２３日にですね、共同代表者会議ということで、あとのお二方の共同代表の方、それから事務局「とりプロ」の方も入られての共同代表者会議、２回目ですけども、先月２３日に開かれております。

今日はちょっとテーマが違うのですが、全体の流れと我々の第１部門の審議との関係がありますから、ちょっとだけご紹介をいたしておきます。

共同代表者会議は、三木共同代表の情報公開クリアリングハウスで２３日に行われました。
それで、簡単に申し上げますと、まず、各部門審議会での連絡調整ということで、今だいたい何をやっているのか、ということで、私の方からはもちろん「自由な選挙運動のあり方」あるいは「政治参加のハードルを下げる」という話で、何回か議論してきたことの中身について概略をご報告しました。

それから第２部門の只野共同代表の方からは、第２部門のテーマについていろいろと議論をされておられる、と。
発題で山口弁護士の方から--------衆議院選挙制度調査会答申が先般出ましたが、例の衆議院の１票の格差、それから定数削減で議論がなされておりますけれども、アダムズ方式ですね、これを巡ってまだちょっと結論が出てないようですけども、その中身について批判的分析。それから、田中さん、桂さん両委員のほうからは、参議院改革の関係についての報告があって、これに基づいて議論がなされておる、ということでした。

それから第３部門の方は、大山先生が見えられまして、地方議会選挙改革についてのご報告をしたということですね。
それから、関係の国会議員の方々が入られまして、ぶっつけ本番と言いますか、入られてちょっと議論もされたということでございます。

公職選挙法の立法趣旨
第１条　目的規定

それで、我々の審議会のテーマに関係する結論だけ申し上げますと、ちょっといろんな部門にわたってやっていることの整理が行われまして、まず、公職選挙法の立法趣旨・目的、これは第１部門--------前回議論になったんですけども、今の規定がですね、ま、いいこと書いてあるんですがちょっと、選挙を前向きに楽しく、国民主権、自由に、といった観点から言うと姿勢がちょっと違うんじゃないか、という議論がありましたが、その問題は全体にかかわる問題でございます。
これについては結論を申し上げますと、私どもの第１部門でですね、もう少しその第１条、目的規定--------あとで私がご説明しますが、これについても議論をして、いつまでに結論を出すか、秋までに出すか、最終までに出すか、これはまだはっきりしてません。みなさんのご意見でまた決めたいと思いますけど、そういう方向で担当としてはいちおう--------公職選挙法の目的規定ですね、これについては我々のほうでやる、ということになっております。

被選挙権年齢

それからもう１つ我々の部門でやることになりましたのは、ご案内のとおり今年の参議院選挙から１８歳選挙権が--------投票権の方は実現したわけでありますけれども--------適用されるという段取りになっているんですが、被選挙権のほうですね。これについては相当まだ差がありますので、選挙によって違いますけども、これを統一すべきじゃないか、と。これも「政治参加のハードルを下げる」という我々のテーマということで第１部門で--------これも全部に関係しますけども、第１部門でとりあえず担当させてもらう、ということになりました。
いずれにしましても全体的な話でまだ最終結論は調整されますので、ま、最初の審議のテーマになる、ということでございます。

それからあと関係する部分としましては、これは前からこの流れだったと思いますが、供託金の問題。これも「政治参加のハードルを下げる」ということで第１部門でやる、ということになっております。

民意の反映

それから、公正な代表。これは民意の反映の条件をどうする--------１票の格差問題、クオータ制、テーマはいろいろあるんですけども、これについては第２部門で今議論されていることと合わせてやることになっております。

［キーワード］
参院選の前に見解を出す

それから全体審議ですが、前にもちょっとご報告もいたしましたが、特に見解ですね。参議院選挙が行われますので、そして１８歳選挙権で実施されますので、少し早い時期に我々の見解を全体で--------ま、そんなに細かくなくてもですね、まだ審議進んでおりませんので、ある程度基本的な考え方について打ち出す、という方向がいいんではないかということになっておりまして、そのための全体審議会は５月末～６月上旬、まだ決めてませんが、城倉さんのほうで日程調整をするということになっております。そこで最終的に決めて、参議院選挙の前に言いたいことを言う、ということでありますが、見解の文案をですね、第３部門の三木共同代表が今月末までに-----もうあと１週間ほどですが-----文案を出す、ということで、共同代表のほうでとりあえず揉んで、また皆さんにもお諮りしてですね、最終的に決定して世間に訴えていきたい、ということが決まっております。

えー、いろいろ議論をいたしましたけれども、とりあえず第１部門に関する以上だったかと思います。また、城倉さんの方からも、補っていただければと思いますが、とりあえずそれを報告申し上げまして挨拶に代えたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。

小林幸治　はい、ありがとうございます。城倉さん、何か補足ありますか？

城倉啓　いえ。

小林幸治　大丈夫ですか。はい、それでは第１部門の審議に入りたいと思います。
本日の審議の内容について、「文書図画規制の課題について」、もうひとつが「選挙運動期間設定の課題について」ということで大きく２つ議論を進めたいと思います。
で、3時までですので、それぞれおおよその目処ですけども３０分～４０分ぐらいずつ、それぞれのテーマで少し集中して審議ができればと思ってますので、で、その後に次回以降の予定も含めて確認をして、テーマ設定等々スケジュールも含めてご議論いただければと思います。
それでは、ちょっと続けてで恐縮ですけど、片木共同代表の方からペーパーを出していただいてますので、１５分２０分くらいで少しご説明していただいてもよろしいですか？

片木淳　はい、分かりました。
それではお手元に資料を作っておきましたので、ちょっと１２ページで長いんで恐縮なんですけども、本当を言いますと公職選挙法２７５条まであるんですが、実はその間にですね枝番というやつで“〇条の〇”というのでずーっと付けてありますから、ゆっくり勘定しないと実は何条あるか分からない。しかも長い。
それから、内容についてもですね、条文の中身それぞれもの凄い分量で細かいことを規定している、ということがありますので、また見ておいていただきたいと思いますけれども、ま、大変なもんだ、と。それを見ないとですね、やっぱり感覚的に公職選挙法が“べからず集”になぜなってるんだ、というのが分からないかと思います。
しかし、そんなことを全部やっている訳にはいきませんので、今日はかなり概略のつもりで要約して、ま、これだけ、と。この他にもいろんな項目もまだまだ落してます、選挙運動規制に限っても、ですね。他の規定もあるんですけど…。もの凄い分量です。事実言いますと、相当参考資料を削って１２ページに納めたというのが実情でございます。

それでですね、１５分しか時間がないのでザッとご説明することになる点をご理解いただきたいのと、それからですね、ちょっとたまたまなんですが、選挙運動規制の問題についてはいろいろ--------みなさん方もそうですが、問題が多いんじゃないかと。先ほど来から申し上げている“べからず選挙”で、やたらに規制が多い姿勢はどうなんだ、と。最初から取り締まるほうで出来てるんじゃないか、とかの問題があるということで、多くの方がですね、そういうふうに言い出しているように思いますね、この１０年ぐらい。私も１０年以上前からワイワイ言ってるんですけども。

『世界』別冊 第 881 号
「2015 年安保から 2016 年選挙へ
――政治を市民の手に！」

で、先般ですね、岩波の『世界』の別冊が、選挙が近いので選挙特集ということで明日発売になるんだそうです。
で、いま世間をにぎわしているのは、共産党の志位委員長とですね生活の党の小沢代表がこの中で対談してですね-----例の選挙協力の問題やらあるんで-----その対談がかなり注目を浴びてるんですが、実はもう１つ対談がその『世界』の中に載ってましてね、それは私と、いま司会をしていただいている小林さんと、それからもう１人第３部門の委員で太田啓子さんという弁護士の方、我々のこの審議会のメンバーですね、その３人でした。
それで丁々発止で結構話が展開しましてね、司会をしていただいた岩波の方がですね、けっこう面白いんでちょっと編集に言って誌面スペースを空けてもらって増やした、と言ってましたんで、載ると思いますので…

坪郷實　定期購読してる人にはもう来てました。載ってました。

[キーワード]

配布資料(1)

Ⅰ公職選挙法による「選挙運動」等の規制の概要

1 公職選挙法

片木淳　あぁ、そうですか、まだ私も見てないんですけども、まぁそんなことで、それを見ていただくと今日私が今から話をすることを、もうちょっと分かりやすく言っていると思いますので、時間のある方は参照していただきたいと思います。

それでさっそく中身に入りたいと思いますが、順次１ページからざっと申し上げてまいりたいと思います。

公職選挙法、目的、さっき申し上げたようなこともありましたので、そのまま第１条を引っ張ってきております。

そこに書いてあるんですけども、衆・参、それから都道府県市町村、全部の選挙をこの法律１本でまとめて書いてある。昭和２５年にできたということですね。それまでは衆議院議員選挙法とか、参議院も戦後は出来てましたんで参議院議員選挙法、それから府県制度、市町村制度が-----昔のやつですね、明治時代の府県、市町村の関係の法令の中に書いてあったやつを全部まとめて公職選挙法が昭和２５年にできた。

公職とは何か？

で、公職選挙法の公職とは何か？ということなので、公職選挙法では第２条、いま申し上げた種類のものを公職と言っている、と。

ただし他にいろんな選挙がありまして、農業委員会とかですね、海区漁業調整委員会ちゅうのもまだありましたかね、ま、そういう他の委員会の委員の選出につきましても公職選挙法を準用してやっているケースが多いんで､実際はもっと広い選挙に適用されている、ということでございます。

公選法の中身

で、公職選挙法はさきほど申し上げましたように、選挙運動規制だけを書いてあるのではありませんで、そこにありますとおり、選挙権・被選挙権を何歳にする、あるいは選挙区を全国どうする、議員定数いくらだ、選挙管理委員会という組織を置きますよ、とか、それから選挙期日はいつから始まって、というそこにいろいろ書いてありますような選挙の手続き等についても全部書いてある、ということでございます。

2選挙運動と政治活動

選挙運動の定義

で、選挙運動と政治活動という、これは前からみなさんと議論にもなっているところですけども、定義はない、と。従来からの解釈だ、と。従来というのは、戦前からですね。大審院の判例なんかも積み重なっておりまして同じような解釈をしてきた、ということでございます。

S52.2.24 最高裁判例

特に、戦後はそこにあります--------これは一例で、歴代の最高裁が言ってるんですけども、昭和５２年２月２４日の判例だと、そこに書いてあるような定義。

これをもうちょっと分かりやすく言うと、「特定の選挙」「特定の候補者」そして「当選目的」と。ですから、落選運動は当面は入ってない。ときどき落選のためのことを規制する条文もありますけども、全体的には落選運動は入ってない、と。下から２行目に記述してあります。

政治活動の定義

それから政治活動は、選挙運動を除いたものだというのが--------２ページの図を見ていただくと分かりやすいと思いますが、広義に言われる政治活動というものは、選挙であの人を通してやって欲しいというのはもちろん政治活動なんですが、その広義の中からいま言ったように“通してやって欲しい”というようなことを言うのは選挙運動になりますので、それは全部選挙運動として規制がかかる、ということで、狭義のところだけ政治活動だという概念に公職選挙法上の解釈としてはもう確定的にそれで運用されている、と。

3選挙運動の規制

3.1 選挙運動期間

事前運動

それから選挙運動の規制､これはあとから坪郷先生のほうからお話があると思いますが、いちおうそこにありますように公選法の１２９条で期間が定められてまして、それ以前は事前運動だ、と。もちろん処罰の対象になる、ということです。

それから選挙運動期間はそこにありますとおり、非常に短くされておる、ということですね。

3.2 選挙運動の主体に関する規制

それから２ページの下から３ページにわたりまして、選挙運動の主体に関する規制で、今回で言いますと１８歳未満の者は選挙運動しちゃいかん､ということで禁止されている。というような、他にも「人」に着目したいろんな禁止規定がある、と。

3.3 選挙運動の方法に関する規制

3.3.1 選挙事務所の設置

3.3.2 選挙運動用自動車等の使用

それから運動の方法というところが今日の私の報告のメインですが、選挙事務所の設置は１人１カ所だよ、とかね、休憩所はダメだとか。それから 3.3.2 の選挙運動用自動車はこれもやっぱり１台だ、とか。それからそこでやる行為は連呼しかダメだ、とかですね--------若干の演説はいいんですけども。

3.3.3 文書図画による選挙運動

それから 3.3.3 が文書図画。これが一番議論になるところでして、金のかかる選挙となる、と。金権政治になるという理由で厳しく制限されている、というふうに解釈されております。

3.3.3.1「選挙運動」のための文書図画の頒布

それで、選挙の種類によって違うんですけども、文書図画の頒布ですね、撒く文書図画につきましては、３ページの下のほうにありますように、ハガキとビラと新聞広告と選挙公報。選挙公報は市町村が配るやつですけども。その中でちょっと言っていいよ、という程度なんですね。

それから、ここに書きませんでしたけれども、寸法、何センチだとか、枚数何万枚だとか厳しいですね。もの凄い細かい規制がなされている、と。

ただまぁ、少し穴が開いてきておりまして、マニフェストの関係とインターネットの関

［キーワード］

係は、若干、禁止が解禁になってきた、と。

マニフェスト

それで４ページの上には、マニフェスト選挙の配布についての法律改正の概略を書いてありますが、まだ地方議会選挙については禁止になってる、ということですんで、これについては地方議員の方から変えるべきじゃないかという意見がけっこう出ている。ということで第３部門に参加してもらうことになりました北川正恭先生のほうもこれについては熱心にされて、第３部門にも参加されてるということであります。

電子メールの利用

それからインターネットは、これは３年前ですか、前回の参議院選挙から適用されまして、そこにありますとおりかなり広くですね、解禁はされたんですが、今一番大きく残っているのは選挙運動用の電子メールの利用。そこにありますね、メールとそれからメールに添付するのは第３者はダメだ、と。政党と候補者はもちろんメールでもどんどん出していい、ということになっております。

3.3.3.2「選挙運動」のための文書図画の掲示

今、申し上げているのは全部、まず現状をざっと申し上げたいと思います。

それから 3.3.3.2、今度は掲示ですね。ポスター張るとか、掲示するのについての規制ですけども、ここにあります１～６を除いて一切禁止。ということで、まぁこの１～５なんていうのはですね、もうなんちゅうか、それだけって感じですね、腕章もそういうのを選挙運動の掲示だって言ってるわけですけども。だから本格的に主張を言えるのは、それ自体としては１枚だけですけども、６番の選挙運動用ポスターをポスター掲示場に-----何枚と決まっておって、それを張って、特定の場所でしかダメだということで、これについても非常に細かい規制がある、と。

3.3.4 言論による選挙運動

演説会

それから言論による選挙運動は、これも前回議論になりましたけれども、演説会ですね。これが細かい規制がされておりますし、一番上にありますとおり、第３者主催の演説会は禁止されてる、と。だからまぁ、リンカーン・フォーラムとかいろいろな団体でやられているのは、工夫して合同演説会の形をとって苦労してされている、という状況ですね。

3.3.5 その他、禁止されている選挙運動等

それからその他禁止されている選挙運動でよく議論になりますのは、個別訪問。前回も議論しましたが。

それからあと、署名をしちゃいかんとか、人気投票をやったらいかんとか、それからよく話題になる飲食物--------「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」とは何だ、と。果物はダメなのか、漬け物はどうなんだ、とかいう議論もあるところですね。

ま、そういうふうにいろいろ。もちろん買収なんかはね、これは自然犯罪と言いますか、こういうものはやっぱ禁止しとくべきかな、という感じのものもありますけども、ですからこれも今後の議論でどこまで撤廃するのか、と。

4政治活動の規制
4.1 日常の政治活動についての規制
4.1.1 文書図画の掲示に関する規制

以上が選挙運動についての規制ですけども、政治活動の規制はどうなってるか、ということで６ページの上でですね、選挙のない時という意味です、「日常の政治活動」。これについては文書図画の掲示ですね、立て看とかポスターを張るということについては、かなりこれも厳しいんですね。で、非常にややこしくてですね、この下に私、表を作っておきましたけれども、ベニヤ板で裏打ちされてるかどうか、ペラペラかカチッとしてるか、というやつで区別してるんですね。それからもう１つ、個人用なのか政党用なのか、と。

で、そこにありますとおり、ベニヤで裏打ちされているやつなんかは、政治活動用ポスターでも禁止だ、と。こうなってるわけですね。

で、その他のものにつきましても、「任期満了の日の６ヶ月前の日から」ダメだ、と個人用は言われている。

で、政党はいいんですけども、政党だという名目で--------自民党のやつですと言いながら中に載ってるのは大きく個人が出てる、と。個人用の規制の抜け穴になるということで、例の２連ポスター３連ポスターとかいって、面積がどのくらいの範囲内でなきゃ政党用とは認められない、というようなことを解釈で決めているという実情ですね。

4.2 選挙時における政治活動の規制

あと６ページの下の 4.2、これは選挙に入ったら政治活動はどうなるか？ということなんですが、これはですね、政治活動--------さっきの定義で言う政治活動ですね、選挙運動に該当しないような政治活動でも、選挙に入ったら--------選挙運動があれだけ厳しいもんですから、それとのバランスでですね、こっちも禁止せざるを得ないという流れになって非常に厳しい。ま、同じような規制を政治活動についても選挙運動期間中は被ってる、というのがこの７ページの図ですね。いろいろ選挙の種類によって区別されてますので、そういう図になってます。

この左の下あたり、衆・参両議員選挙、都道府県、指定都市、知事、市長、こういう選挙になりますと、この下にありますとおり、演説会もポスターもビラの頒布もみな厳しく規制されておる、という構造になっているということです。

ですから非常にこれ、改正案を出す時にですね、抜けになるというかね、ここをよく考えておかないと、なんかどこだか歯が抜けたような話になってもいかん、ということですね。

Ⅱ諸外国における選挙運動規制

それから理屈の話になりますけども、ちょっと時間を超過しますが大事なところなんでご説明しますと、７ページの下ですね、諸外国における選挙運動規制、これはもう何回も

［キーワード］

話に出てるんで省略したいと思います。８ページの上のほう、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスだけ出しましたが、これは私の情報で整理しただけです。

で､前にお配りいただいた-------８ページの下から１０行目あたりのとこで下線を引いてありますが、我々の選挙市民審議会の第１回の全体会議の資料のところにですね、Ｇ８の選挙運動規制の概要という表にしていただいたやつがね--------国会図書館で作ったやつですけど-------ありますので、これも見ていただければそこに要約がされておる、と。ただし、前にちょっと申し上げたように、細かいことまで字で書いてるもんだから、フランスはずいぶん規制してるなぁ、という印象を受けるんですが、実はたいしたことないことを書いてあるから、本当の実質としてはたいして規制してないということろをご注意いただきたい、という話を前に申し上げたところですね。

それから歴史的経緯は、大正１４年の選挙制度改革までは日本ももちろん諸外国と一緒で自由だったんですけども、この時に------有権者が一気に４倍になったようですね。１２４１万人になった。ということもあってですね、時の政府が、体制側というんですか、そこらへんをちょっと気にしたのかもしれませんね。恐怖を覚えたんじゃないでしょうかね。ま、そういうようなことがあって、そこから始まったのが現在に至っている、と。

Ⅲ現行選挙運動規制の問題点

１表現の自由

国際人権規約

S49.11.6 最高裁大法廷判例
猿払事件

大里坦

S30.4.6 最高裁大法廷判例

S57.3.23 判決　伊藤正巳裁判官意見

それから８ページの下、現行選挙運動規制の問題点ですが、９ページの上、まず表現の自由。特に国際人権規約Ｂ規約の２５条なんかにも書いてあるんですけども、自由に選んだ代表者を通じて政治に参加をするんだ、と。で、自由に選んでいるか？という現状の問題が出てきますね、そうなると。

それから最高裁もですね、憲法２１条が保障する表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものだと、こう自分でも言ってるんですね。しかし結論は、まぁいいよ、と。規制は公共の福祉に反しない、というようなことを言ってるわけですね。

それから、下の大里さんというのは、これはいろんな方が同じようなことを言ってると思いますけども、まぁ参考までに、要するに表現の自由の中でも最も大事なのが政治的に意志を表明する自由だ、と。なぜかと言えば、政治が我々の全体的なことを決めるわけなんで、大事だ、と。こう言われているということでございます。

それから昭和３０年４月６日、これは同じような判決がありますが、いちおう例でそこに書いておりますように、なぜ現行法が違憲でないのか？ということについての最高裁の判決の理由ですね。不当の競争を招いて却って選挙の自由公正を害して、その公明を保持し難い結果を来たすおそれがある、ということで合理的な制限だ、とこう言ってるんですが、そうなのか、と。９ページの下に、伊藤正巳裁判官が言ってる少数意見がありますけども、最高裁もですね、言ってるんだけども言ってることが抽象的でですね、説得力が多少とも不十分だ、という、ちょっと遠慮された言い方をしてますが、それほど最高裁もきちっと議論をしてないんじゃないか、という疑いがあります。

2「罪刑法定主義」と予見可能性

日本国憲法 第31条

S37.3.23 警察庁刑事局長国会答弁

それから１０ページはもうひとつ違う観点ですが、罪刑法定主義の観点を掲げておきました。

ご案内のとおり日本国憲法３１条がありますが、この規定はですね、罪刑法定主義を含むんだというのが定説になっておるようでございます。処罰される、刑務所に行かないといけないという行為について、どっちなのかはっきりしないという曖昧なものでは困る、ということでございます。

で、これは５０年ほど前なんですけども、警察庁の刑事局長の新井さんがですね、こんな答弁を国会衆議院でしてる､ということで､取り締まるほうも非常に苦痛を感じておる、という答弁をしております。

3「選挙運動」と「政治活動」の概念の曖昧さ

それから､「選挙運動」と「政治活動」の概念の曖昧さ。これも前からいろいろ申し上げたんで、もう煩わしいですから説明を省略しますけども､「選挙運動」がさっき定義で申し上げたように､「直接」「間接」といって“間接的に有利な行為”も含むと、こう非常に広いんですね。で､「政治活動」もそうだ、と。最初から広い、と。

そうすると、広義の「政治活動」と「選挙運動」とは、さっきの表にありますようにかなりダブる。で、その境界がどうなるのかがはっきりしない。

で、下線を引いておきましたけれども､「世間の常識とかけ離れた「具体的に投票を依頼する行為」に矮小化」してるんですね。事前運動でやってるときは､“入れてくれ入れてくれ”と言ってないからいい、と。しかし世間の常識で、ワーワー言い出したらそれはもう“入れてくれ”と言ってるのと一緒だと、いうふうに世間では考えられているはずなんですが、そこがだから非常に曖昧だと思っております。

4「マニフェスト選挙」と
インターネット選挙運動

それからさっきご説明しましたマニフェストとインターネット選挙運動なんかが出て来て、これは要するに時代が変わってきた、と。ひとつはマニフェストで、討論する、政策論議をする、そういう時代だ、と。それが選挙の基礎だ、と。で、そのためにマニフェストを作っているのにそれを禁止するのか？と、こうなると、そりゃやっぱマズイでしょ、ってことで解禁された。同じことは文書でもみな一緒じゃないか、と。マニフェストの解禁自体も非常にまだ不十分なところがあるんですけども…。

それからインターネットもそうですね。これも何回も申し上げたように、iPad で見るの

[キーワード]

と紙とで何が違うんだ、と。紙を節約するために iPad にしたんじゃないか、と。iPad なんてどんどんどんどん何でもいいっちゅうくらい、さっきの表にありましたとおりネット選挙は広く解禁されているのに、紙だけガチガチに規制。もう全然バランスがとれなくなってますね。

それで実際の選挙でもですね、公選法なんか守ってたら通るわけないじゃないか、っていうようなことを言う人がおって、ま、これも由々しき事態ですね。法治国家としても。

５実際の選挙に及ぼす影響

で、さっきの判例にありましたように、選挙の結果を歪めるというようなことを言ってるんですけども、まぁむしろ今日においてはですね、これだけ投票率が低くなり、無投票が多くなり、新人が出なくなってですね、それがかえって選挙の結果を歪めてるんじゃないか、という主張ができるんではないかというふうに思います。

Ⅳ改革案

１抜本的改革案 ---規制の全廃---

改革案はですね、まぁそういうことですから抜本的改革案は簡単に言うと、全部止めたらどうか、ということになろうかと思います。

さっき申し上げたように、１２ページの上にありますように、買収とか、選挙の妨害の禁止規定とか、若干のものがありますね。それはどうするかっていうのは検討する余地はあろうかと思いますけど。

それからもうひとつの論点として、これも前回の議論にここでなったんですけども、地方分権の時代で、選挙管理委員会も地方団体の組織ですから、それについてどうするか、と。もちろん議会も地方団体の組織です、と。それの選挙をどうするか、っていうことは、それは国からぐちゃぐちゃ-------国っていうのは国会を含めてね、ぐちゃぐちゃ介入しないで、関与しないで、それは立派な議会が地方にあるんだから、都道府県議会と市町村議会-------ま、立派な議会かどうか、ちょっといろいろ不祥事があるんでね、これはまた別の改革課題があるんですが、しかしいずれにしても地方自治でやらしたらどうか、ということになればですね、原則として自治体選挙はもう条例、と。法律は概略だけ決めておいて、細かいことはみな条例で決めたらどうだ、という意見もあろうかと思いますね。

そこをどういうふうに提案していくかっていうのが、ちょっと残るかなと思っております。

２当面の改革案（主要事項）

（1）選挙運動期間の延長

で、当面の改革案としてですね、これは当面と言いましてもですね、実現可能性を考えたらどれを取り上げていったらいいのか、ちょっと分からんとこがあるんですが、まぁ、これから議論になります選挙運動期間、これ、あれだけ縮められて、町村のほう、町村議会・町村長は５日間という極端な短さですから、これを伸ばすという方向もあるかな、と。

（2）文書図画による選挙運動の自由化

それから文書図画による選挙運動の自由化、これはもう完全撤廃みたいな話になるんですが、そこまでいかなければ、地方議員のほうから出ておりますマニフェスト選挙は宿題になってますんでね。他にもちょっとマニフェスト選挙の絡みでは、ビラしか配れないとかありますんで、そこを突破口にしてやっていくためには、この地方議員選挙におけるマニフェストあたりをもうちょっと進める、解禁していく、というのもあるかな、と。

（3）戸別訪問の自由化

それから戸別訪問。これも前回申し上げたように、またみなさんも仰っているように、一時、政権のほうでも自由化しようという法案まで出た経緯があります。

（4）立会演説会の復活と第3者主催を含めた演説会の自由化

それから４番目の立会演説会、昔あっただろうということもありますんで、このへん自由化してもいいんじゃないか、と。

（5）インターネット選挙運動の全面的な自由化

それからインターネット選挙運動の全面的な自由化。さっき言いましたようにメールによる選挙運動ですね。これも解禁でいいんじゃないか。

ということで、いちおう分けてみれば当面の改革案と抜本的改革案に分けられるんじゃないかな、と。ただし、どういうふうに持っていくのが作戦として一番良いのかは、みなさんのご議論をいただきたいと思っております。

（配布資料おわり）

よろしくお願いします。以上です。

小林幸治　はい、ありがとうございました。かなり詳細にご説明いただいたので、それぞれの方でご理解いただけたかと思いますが、ここからは少し自由にご質問、またご意見を含めて委員の皆さんからいただければと思いますけど…。

普通選挙法と治安維持法

小島敏郎　８ページの大正１４年のやつですけど、「わが国の公職選挙法も～」、これって高校の教科書でも教えてると思うんですけど、普通選挙法制度と治安維持法がセットというふうに教えてると思うんですけれども、要するに、普通選挙法を施行して同時に無産政党が大量進出するといけないから治安維持法もセットで作ったという歴史的な経緯ですよね。

だからまぁ、選挙を自由に野放しにしちゃうと、そういう無産主義者が国会に出て来ていろいろやるといけない。ま、こういうことなんだろうな、と思うんですね。治安維持法のほうが効いてると思いますけども、たぶんそういうことなんでしょう。

で、結局、選挙を自由にする-------なんか経済の自由化みたいなものですけれども-------自由にしておくと、ロクなことにならないっていうのが基本的にあるわけですね。

[キーワード]

その自由は制限するのがいいのだ、と。で、どんどん制限しているとですね、だんだん制限が緻密になっていくんですよね。時間が経ってくると。こういう場合はどうだ、ああいう場合はどうだと、それが仕事になるのでどんどん制限が増えていく。こういうことなんだと思うんですね。

自由と公正な競争

で、基本は、自由化ということなんですけれども、自由にすると競争が公正でないというのが論理ですよね。で、そうすると、国がルールを決めると競争が公正になるのだ、と。逆に言うとそういうことになるんですけれども、選挙における公正な競争って言いますか、公正な競争と自由な競争っていうのは、どこらへんで折り合いを付けてるのかな、という気がするんですね。

で、表現の自由とか参政権ということを考えると、別に制限することはないんじゃないか、っていうことになるんですけれども、ひとつさっき言った選挙期間の設定、選挙運動の規制、公営選挙というのが連動してるってことなんですが、では自由にするならばですね、今やっているポスターがどうのこうのとかですね、いわゆる税金で賄っている費用がかかるわけですよね。で、長くなればなるほど費用がかかるとか、それは公営選挙をやっているから費用がかかるわけで、自由な選挙ってことはそういうものもおせっかいはしない、ということにしないと、何十人も立候補してくると金がかかってしょうがない、と。いわゆる泡沫候補ばっかりでみんなお金を払わないといけないとか。というようなことになるから供託金をどんどん高くして、まず金のある奴しか立候補できないようにする。そうすると税金が節約できる、と。

公営選挙、費用

まぁこういうふうになっていくので、自由な選挙っていうところは、どこらへんまで自由にするか、っていことは全体に関わってくるだろうな、というふうに思うので、どこかいじると全体もやっぱりいじってきて、税金でやっていくとＮＨＫで放送するっていうのも、じゃぁどこまでやるの？って話になるから、そういうのも無し、と。というふうにしないと、とてもじゃないけど放送枠が確保できないってことにはなりますよね。

小林幸治　はい、他にいかがですか。

選挙運動期間が短くなった理由

山口あずさ　２ページの選挙の期間がですね、昭和２５年当時っていうのからもの凄く短くなるという、これはどういう…？　やっぱり要するにお金がかかるから短くなる、っていうことだけなのか、短いほうがいいっていう理由が何かあったんでしょうか？

坪郷實　　選挙運動期間の変遷というのはかなり改訂がされていて、昭和２５年に、一番最初は片木さんの資料に載っている衆議院議員・参議院議員選挙３０日と、自治体選挙は知事と都道府県議会議員選挙は３０日、この二つの選挙を除いて２０日です。この２つだったわけですが、これが昭和２７年になると、もうすでに衆議院と知事が２５日、自治体のほうは町村レベルですともう１０日というふうに、早い段階で短くなっているわけですね。

それで、理由についてはちょっと今回詳しく調べていないので分からないんですが、ひとつはお金の問題はあるかと思うんですが、ただお金の問題があるとすれば、それは政治資金の問題として別の問題で解決できるので、選挙期間の設定というのは別の議論ができるんではないかというふうに思っているわけですね。

で、なぜこのように-------回数で言うと９回くらいやっているんですね、だからどんどん短くなった、という経過を辿っていますので、その理由については今後ちょっと詳しく調べたいと思いますけど…。

山口あずさ　もしかするとなんですけど、選挙ってうるさいから、っていうのがあって短くなったのかな、っていう気もちょっと…。選挙ってあんまり好かれてないですよね。なんかその普通の人に選挙期間って、私も授業中に選挙カーとか勉強してるときに高校とかのそばに来てうるさいなっていう、自分たち選挙権もないしというような、あまり選挙自体を楽しみにされてない、みたいな風潮がもしかしたらあるのかなという気もちょっとしますね。

片木淳　　今の議論、私も分からないんですけども-------分からないというのは、これは調べないとね。それも、表向きの理由と、ホンネというか、なぜやろうと目指しているのかというのを別けて考えないといけませんね。

で、その表向きの理由は、国会議事録があるから、それをずっと追っていけばいいんですよ。それは出てくるから。それでまとめて、どういう提案理由をしているんだ、というところを検索したらいいわけですね。どこか大きな改正のところを捉えてね。

それはそれで済むんだけど、じゃ、その理屈ももちろん押さえる必要あるけども、それでない部分もありますね。それはもう、前回から議論しているように、現職にとっては早くこんなものは済ましたほうがね、自分たちは当選しやすい、と。有利だ、と。厄介なことをやることもない、と。いうようなこともあったかもしれませんしね。

ですから、それは全部憶測みたいな話になるから、だから表向きのちゃんとした理由を押さえていくのと、それで、推測みたいなやつは我々としてはどういう推測-------あるい

［キーワード］

はもうちょっと言えば民主主義的な考え方がぜんぜん国民に浸透してなかったということもあると思うんですね。今のやかましいというような話はね。そんな大事な話をなんだ、とこうなるし、それからまた話は横へ飛びますが、今日の選挙運動規制で連呼行為しかできないような規制もある、と。国民の討論していこうという民主主義の成熟がないということからこんなことになってる。それでやかましいとしか聞こえない。しかも、やかましいことしかできない体制になってる。ということになれば、選挙運動ってなんだあんなもの、金だけかかって意味ないじゃないか、というのが国民一般の気持ちの中にあると、短くしてもいいじゃないか、というそういう気持ちがどんどんあるから、政治家のほうは逆の自分たちの利害から、これは確かに短いほうが我々は良いわな、と思ってるんだとすればね、そっちの方へ流れていくというので両方とも似た方向に行って、こういう結果になる、ということもあると思いますね。

ですから、あまり憶測にわたって議論しても仕方ないので、そこは今後これを短くするというのであれば、おっしゃるようにどういう理由でなってきたのか、それと憶測と思われる部分は何なのかというところを、ある程度一般の方が聞いて分かるような理屈を書いて、それで打ち出していかないといけないんじゃないでしょうかね。だからぜひ、案を出していただいたらと思いますよ。

選挙運動期間の延長と選挙運動・政治活動の定義

城倉啓　事務局長をやってます城倉と申しますが、片木代表にお尋ねしたいのは、改革案の際に、抜本的なものでは選挙運動期間の廃止、しかし、延長が当面というお話なんですけれども、先ほど言われた立法趣旨や目的のところをどう書くか、ということと関わると思いますが、そして、選挙運動・政治活動について定義規定がないという、そこと関わると思います。

廃止となれば、選挙運動の定義はいらないということになりましょう。もし延長をとるならば、どのような選挙運動というふうに定義したほうがいいのかということが-------なるべくなら定義したほうがいいという方向でいっていると思いますので、その際には政治活動とは何なのか、ということを書き込まないといけないと思うんですね。で、そこで何か腹案があったら、ということですね。

文書図画の枚数制限

あと、文書図画による選挙運動の自由化をするとしたときに、枚数の制限をすべきかということをお尋ねしたいと思うんですね。公営の選挙ということにも若干関わるかもしれませんけども、現行、枚数制限が厳しいけれども、それが合理的な枚数であるのかどうかということです。特にインターネット選挙運動で全面的に自由と言っているにも関わらず、ということがあります。

インターネット選挙運動と誹謗中傷

あと、インターネット選挙運動の場合、誹謗中傷などがなされるときには、他の法律で処罰でもいいかもわかりませんけど、これをもってちょっと尻込みしている議員の方も知っているんですね。ですからそのあたりの当てがい方をどういうふうに考えたらいいのかな、ということをお尋ねしたいと思います。

アメリカ大統領選挙と誹謗中傷

小島敏郎　山口さんのお話と今の城倉さんのお話なんですけど、アメリカの大統領選挙ってみんな楽しんで見てますよね、日本。毎日毎日というぐらい見ていると思うんですけど、誹謗中傷のオンパレードだけれども、それでも面白いって、それに耐えた人が大統領だっていうコンセンサスがありますよね。で、誹謗中傷されたらそのメディアを止めろとかですね、そいつをやっつけろっていうんじゃなくて、そのくらいのことに耐えられなきゃ大統領じゃないじゃないか、というコンセンサスだし、“何でもあり”のなかで核のボタンを持つ人間が選ばれてくる。ということなんだろうと思うんですよ。

で、面白くないようにしているから、どんどん負のスパイラルに入ってるっていうのは、そうだと思うんですけれども、抜本的に考えるとそんなのいらないでしょ、アメリカ面白いじゃないか、ああいうふうにやればみんな関心を持ってやっていくんじゃないの？　という、面白くなければやっぱり参加しないし、興味を持たないですよね。ただうるさいだけ、っていう。

だから僕は山口さんが言ったように、面白くないようにすれば選挙民は寝ちゃうし、とにかく遠ざけるっていうことになるわけですね。

それから立会演説会も、アメリカで言えばケネディがやってね、それでチャレンジャーが勝っちゃった、と。で、しばらくは、やっぱり現職にとっては公開討論会というのは不利だから止めようっていう話になるわけですよね。で、それがまた復活してくるわけですけれども、つまり何もしないっていうのは、現職にとってものすごく有利なわけですよね。これまでの選挙でいけば。

だからチャレンジャーにとって不利だから、先ほどの自由化ってことは新規参入ができるのかどうか。自由にできなきゃ新規参入ができないですよね。

だから誹謗中傷も含めてね、本当にいけないんだ、っていうのか、だけど向こうを見たらすごく面白いよね、耐えてるよね。というその現実もあるわけだから、これは一概にいけないということではないんじゃないか、というふうに思うんですけど…。

ということで、片木さんのコメントをちょっと聞きたいな、と…。

片木淳　誹謗中傷は、そのとおりだと思いますよね。

［キーワード］

たとえば選挙公営の話ともちろん連動した考え方で今の制度はできているんですけどね、だけど切り離していいんじゃないか、と。今の誹謗中傷もね。それは本当に刑法にかかるような段階にいたる誹謗中傷だったら、それは特別法を置いてもいいし、刑法そのもので-------名誉毀損罪かなんかあるんですかね、よく私も分からんですけども、そういうもので罰則の対象にするということは可能性はあると思いますね。

しかし、それとインターネットはどんどん自由にやるという話とは、区別して対応できるんじゃないか、っていうふうに思うんですけどもね。

総枠規制

選挙公営もそうですね。自由にやらせて、それで、ま、財政的支援をどの範囲内でやるかという。その時になにか対象をカチッと定義しておかないとできないのか？っていう問題ですよね。

だけど、選挙をやるときには金がかかる。それについて包括的にというか-------なんかアメリカがそうだというふうにチラッと聞いて、あまり研究してないんですけども。それは総枠のほうですけどね。そういう総枠規制をやった上で中身は自由にやらせるというやり方が可能であれば､選挙公営についても最低限度のこと-------選挙公報に載せてやるとか、テレビで演説させてやるとかね。ハガキの枚数はやりたきゃこれだけ配りますよ、っていうくらい、それは最低限としてやってあとはもう自由だ、っていうやり方はありますね。

それで前回も言ったように、金権政治になると困るという意見が強い場合には、残りが自由だっていうその全体を上からどう規制するか、というね。その時に、「選挙運動」というカチッとした定義がないとその対応ができないのか？という話になると思いますね。だけどそれは工夫のしようじゃないかな、というふうに考えてるんですけどね。

で、さっき城倉さんが言った選挙運動期間と選挙運動の定義との関係で、抜本的な、選挙運動期間をもう止めようという話になれば…いやいや、なんて言いますかね、選挙運動を取り締まることを前提にして選挙運動期間というのがあるわけですわな。だから、それが無くなったら、もう選挙運動という概念も要りませんよね。ということは言えるんじゃないでしょうかね。ちょっと、ご疑問になっているところを、もうちょっとこう説明していただきたい、といちおう思ったんですけどね。さっきのおっしゃった話ですね。選挙運動期間を廃止すると、選挙運動の定義規定を、どういう論理構造で…置いとくんですか？

城倉啓　あの、私が質問しているところでございます、そのことについて。もしお考えがあれば教えていただきたい、と。選挙運動と政治活動の定義というのが無いわけで、その曖昧なところをなんとかしたいというのが一方でありますよね。

片木淳　解釈で定義があるわけですよね。法律上には書いてない、と。

城倉啓　はい、でもやっぱり法律の根拠があったほうが宜しかろう、というのと、私たちの運動が法改正を目指すものであるから、やはりここでこう新しいものが出たというほうが、インパクトがある、というふうに思うので、もしお考えがあれば教えて欲しいという、そういうこちらの質問だったんです。

片木淳　はい、分かりました、それはちょっとまだお答えしてなかったと思いますけども、選挙運動の定義というのは法律に書くときにね、ある程度は書けると思いますよ。だけど、その時どういう手続きで内容を確定するかと言えば、今までの最高裁とかいろいろ行政が言って来た積み重ねがずーっとありますわね。それをずーっとあたっていって、今度はそれを抽象的な法文に-----法文だからそんなにダラダラ書けませんから-----この過去何十年間の集積、だからさっき言ったこの定義規定ありますね、解釈で。これを法律に書けばどうか、ということですか？

ただね、私が言ってるのは、これは書いて規制してるからおかしいんだから、そんなものは要らないっていうね、議論をしてるんで、過渡的な話なのか抜本的な話なのか…

城倉啓　おっしゃるとおりです、私も要らないと思ってるんですよ。だから無いほうがいいけれども、当面の案として延長ということは、選挙運動期間を前提としているということなので、そうであっても、なにかもうちょっと前向きなものに変えていく。こういう場合であればですね。それがいいのかな、と思っただけのことなので、無いほうがいいというのは私はそういう意見ではありますけども…。

片木淳　なぜ書かなきゃいかんのか、という議論が出てくると思いますのでね、今までどおりと同じであればね。なんで書くんだ、と。で、書いたって同じじゃないか、と。(配布資料の)１ページの下線を敷いてあるところ、これこのまま解釈でいま言ってますけども、定義規定に置けばいいわけですよね。“「特定の選挙について～必要かつ有利な行為」を言うものとする”ってここに書いてあることを選挙運動の定義で書いて、で、その時に、「特定の選挙」というのは何だ？というのが要りますから、１ページの下から６～７行目に書いてあ

[キーワード]

る、“この場合に特定の選挙とは～、こうこうこういうものである”、だから必ずしも告示されていなくても、だいたい世間で選挙が近いなと分かってればそれを言うんだ、とかね。“「特定の候補者」とは立候補予定者も入る”とかっていうことを、法律に書くっていうことになりますよね。

だけど、書いてもこれと同じようなことしか書けんですわね。そうすると、何のために書く-------書くと余計に固定しちゃいますわな。公職選挙法の条文がまたできるわけですよね…。

山口あずさ　この間沖縄に行って来たんですけど、その時は宜野湾市長選が終わった直後だったんですけども、で、なんで相手方が勝っちゃったんだ、みたいな話をそこら中でしていて、その理由-----理由がそれだけかどうか知らないですけども、現職だった市長さんっていうのは、要するに在任期間中にずっと選挙活動をしていたような市長さんだった、ということを言っていて、宜野湾市で小学校に入学すると市長さんから、おめでとうございますというハガキが届いたとかですね、選挙の直前に給食費を２分の１にしたとかっていう。

だから何をもって選挙活動・政治活動というか。現職の市長さんは次に市長選に出るであろう候補予定者であることは想定できるわけなんですけれども、やっぱりすごく定義しにくい。

じゃ、それはしちゃいけないのかって言ったら、合法的は合法的なんですよね、市長さんからハガキが来てなんで悪いか、っていう。悪いとも言えないけれども、なんか下心的なところを疑っていくと、そうだというふうに思われるというところで、で、やっぱりなんか民主主義が育っているような育ってないような、みたいな話になっていくのかなという気がしていて…。

先生が書いてくださった資料を事前に読ませていただいて、率直な感想として、普通選挙権というのは天から降ってきているので、その前は何て言う呼び名が正しいのか分かんないですけども、誰々さんがどこそこの知事をしなさいっていうようなことを任命されてただけで、その任命に際して賄賂が横行していたのではないかな、と。

賄賂かなんか分からない、何らかのそういうことが風習として昔々あってですね、ということは、それまでは選ばれるためには偉い人にお金をあげていたのを、今度は偉くない人っていうか庶民にあげることにスイッチをする、と。金はどっちにしろ、この地位を得るためには金はいずれにしろかかっていた。金だか何だかわかんない何かかかっていたコストを、上目遣いではなく、下というかですね、投票してくれる人にばらまくみたいな発想っていうのが、そもそもあったんじゃないかな、っていう気がちょっとしたんですよ。

今だってありますよね。たとえば、医者に手術をして貰うときに幾ばくか包むべきだ、という話って昔聞いたことがあって、そういうのはだんだん無くなったらしいとかっていう、そういう話っていうのがまことしやかに囁かれていたり。選挙違反のこととかってまことしやかに囁かれていた。

で、あと、選挙活動がうるさいって言われるのが、庶民がありがたい話を聞きたくないのか、っていう一方でですね、“おはようございます、おはようございます”ってただ駅前に立ってお人形さんみたいに挨拶してればいいって、バカバカしいっていうね。だからそんな立派な選挙活動をしてるかって言ったら、そうじゃないっていう。

エンターテインメントの選挙

で、また一方でエンターテインメントの選挙ということで言うと、やっぱ小泉さんの郵政選挙って-------郵政なんて公営だろうが民営だろうが、切手貼って郵便届けばいいだけなので、なんでそれがシングルイシューでみんな盛り上がったのかよく分からないんですけれども。で、なんで私たちが原発って言ったときには盛り上がらなくて、今度は逆手に取ってですね、こちらを分裂させるために原発でシングルイシューにしろって向こうが言ってるような気がしてしょうがないんですけれども、その、エンターテインメントで面白いっていうことも体験してなくはなくて、だからそこらへんのギクシャクっていうか、民主主義が育つ-------エンターテインメントで楽しんでいるのを民主主義といかどうか分かんないんですけども、そういうポピュリズム的なことの結果と、だけどずっと任命選挙だったものが、地位を得るには金を払うかなんかして得ていたものが、突然投票で得ることになったんだけど、そしたらその投票に対して金を払うっていうのが、わりと自然にスッといくようなことだったのかもしれない、と。

だから勝ち取ってないわけですよね。１票を勝ち取って、私たちが入れた人が議員になったらどれだけいいかって話を-------デモクラシーとかでやってた人は多少いるかもしれないけど-------どこまでそれが血肉になっているのか、というところに行き着いてくるのかなという気がします。質問じゃないんですけど、感想みたいなことで…。

選挙が楽しいかどうか

坪郷實　ちょっと違う観点から話をするかもわかりませんが、選挙が楽しいかどうかというと、今まではあまり楽しみが感じられないというのは、市民が直接選挙キャンペーンに関わる局面とか場面があまりにも少ない、っていうところはあると思います。

それで、今日片木さんが言われたように、今のこの選挙運動の規制だらけの状態では、とてもじゃないけど市民が参加をできない、と。選挙権を獲得したものなのかどうかという、その手応えの問題がまず出発点にはあると思いますけれども、では選挙権がある段階で市民が積極的に選挙に参加をするという場面や機会が作られているかというと、なかな

[キーワード]

かそれができない。たとえば、今日言われた話で言うと、インターネットで市民がメールで発信できるとなると、市民発で選挙キャンペーンに参加して自らできるわけですね。というものを作っていく必要が非常に重要だということになるだろうと思います。

で、同時に規制だらけの選挙運動をやってきたものを転換させるには、日本のこれまでの選挙に関する文化、政治文化を変えるという視点がやはり明らかに重要になると思います。

ドイツの選挙演説会

それで、ヨーロッパ-------ドイツの選挙戦というのはわりと見ているほうなんですけれども、それが楽しいかどうかっていう問題と、それを我々が真似すべきかどうかっていうのがあるんですけれども、ドイツで選挙演説会をやるとですね、政治家や立候補者が出て来て演説をするのは最後なんですね。演説をする前に市民が集まって来る段階で、まずは音楽バンドが音楽番組をやる。もちろん待っている間ですね、１時間ぐらいとか３０分あるわけですね。その間、市民は音楽を聴いているだけではなくて、人がたくさん集まるので当然飲み物と食べ物が提供されて、生ビールが飲めるようになっていてソーセージが食べれるようになっていて、選挙演説会自体がひとつのイベントとしてみんなの楽しみの場でもある。そうですから、家族連れで子どもを連れて来る場合も多い。

選挙運動のイメージ

そういう場面を我々が真似して同じようにするのか、あるいは、規制だらけの選挙キャンペーンをやめた後はどういう選挙運動をイメージするのか、そこは我々が新しく作っていくというところも含めてですね、議論をしていく必要があるのではないか、というのは今の議論で私がちょっと考えたことです。

濱野道雄　まさにそのことで、たとえばその、候補者の連呼だとかイメージだとか、あるいは走り過ぎて行く選挙カーからのものしか聞けない、だから結局やっぱり政策での議論だとか検討を市民ができない。そうするとどんどん投票率も落ちていく。悪循環が生まれてくるんだと思うんですけども。選挙期間の話は今からしてくださると思うんですが、その中でその立会演説会の復活、と。このようなことを、もっと市民が各地で参加できるような形で、ただし、本当に公正-----今の公選法の言葉で言ったら「公明」-----な形でフェアな形である種のルールを決めて、それが公的なものでのルールでそれを長い期間の間、たとえば選挙区の中央だけではなくて各地である種ポイントを置いて、それぞれの候補者たちが同じルールのもとで、政策をきちんと地域の人たちが聞けるとか、そういうことっていうのは可能でしょうか。

立会演説会

その際にはやっぱり、ただただ自由ではなくて、ある種のルールを公に定めていく必要が出てくると思うんですけれども。

そんなことをまぁ、知事選で、それは得票率が低くて落ちたんですけども、その事務局長をしていた人が、もし時間が貰えれば何をやろうとしていたのかがもっと理解して貰えたはずだけど、そのためのシステムというものが今の公選法では無理なので、さっき言ったような立会演説会のようなものがあれば、で。そのためにはやっぱり期間は長く欲しい、というようなことだったんですけれども。

やっぱりひとつにはその、投票率が下がっていくのには、いったい何を選べばいいのか分からない。それが、マニフェスト-----図画のことも関係してきますけども、大きなこととしてあるかな、と思うんですね。

で、私、福岡におりまして、学生たちがこの間、各政党に招待をして、夏に向けてどういうことを考えているのか、ということでみんなで話をして欲しいということで、したんですけど、結局、共産、社民、民主から来たんですけども自民公明は来ない。ま、そうですよね、学生団体でそれが SEALDs なんかとゆるやかに繋がっていて、安保法反対なんかをしておりましたので、それで来ないといえば来ないのも自然なのかもしれませんけども。しかし何か比較のしようがない。その中で、せっかく学生たちが関心を持って考えようとしているのに、これではもう考えようもない。

そうすると、やっぱりどこかで-------「自由」にできるもの、というのもあるといいんですけれども、ただちゃんとそれが検討できるようなものを、ある種、公でルールを定めて時間もとって、市民が政策を比較していくことができる、その中身に参加できる、そういう仕組みがないと、結局この学生たちの思いっていうのは無になってしまうんじゃないかな、とか思いながら私もちょっと横で見ながら思っていたんですけども。そんな方向性というのはいかがでしょうか？

片木淳　悩ましいとこだとは思うんですけども、そのルールだという考え方が今の選挙運動規制になってんじゃないでしょうかね。だから我々としては、世の中メリットもあればデメリットもあるわけで、どこかで決断をしなきゃいかん、と。どっちがいいのかな、と。で、今みたいにルールでがんじがらめがいいのかどうか、っちゅうね。という発想もいるんじゃないか、と。

で、おっしゃっているルールというのをもうちょっとこう、説明していただいたら、たとえばインターネットであれば、もうみんな自由にある程度できるわけですね、さっきご説明したように。それはまぁ「自由」だ、と。すると、ルールは何かというと、もちろんネット上でのいろんなルールがありますね。で、さっきのお話で、誹謗中傷で刑法犯か何かにかかるくらいであれば、それは別途罰則で規制するという、これは別の話ですよね。

[キーワード]

政治活動とか、選挙運動とは別の、まぁ一般的な社会ルールみたいな話ですよね。
　ですから、それはインターネットですけども、たとえば演説会でルールっていうのは、なぜ作らなきゃいけないのか、という問題もありますね。ま、公営でやる場合は、平等でなきゃいかんから、もちろんある程度は作るでしょうしね。平等に設定すると思いますよ、地方団体は。それの他に、じゃぁ第３者でやった場合にルールというのはどうか、と。自分たちで決めたらどうか、と。いうふうに思うんですけども、そこらへんちょっと、ルールというのは…。

濱野道雄　ひとつにはその、新人が参与をしやすくする、ハードルを下げるというときに、やはりある程度の枠が定まっていないと。と言いますか、ポピュリズムのような形で迎合すればウケる、と。それを受ける個々の層がある、と。で、やっぱり経験のある政党というのは、どこに打っていくかというのは全部分かっていてやっていきますから、そこで新しい人たちは太刀打ちができない、と。
　つまり同じようなところで、せめて言葉で決められた時間で“これをこうしたいんだ”というようなことを、淡々と受けられれば、その中から判断のしようがあるんですけれども、どうもなにか凄い宣伝に長けていたり、そのノウハウを知っている従来からのものだけがアピールをしていくだとか、もしそういうふうになっていくのならば、お金のことも含めてですけれども、それはそれで本当の意味での比較が可能になるんだろうか、と。
　要は目的としては、市民が名前とかではなくて、きちんとそれぞれの政策を同じ土俵で並べて判断できる、その土俵作りができればな、というそれだけのことなんですけれども。

片木淳　　おっしゃるとおりで、やっぱり今までの日本の民主主義の未成熟なところっていうのは、やっぱり政策論争をしていない、と。中身がない、と。それでちょっと雑談になりますけども、政治資金で細かいことを私なんかにも聞きにくるんですけども、最近特にあったのは、秘書が葬式に行って香典を出したらこれは罰則付きなんですね、公職選挙法で。本人が行ったらいい、ということになってるんですね。で、それをまぁある国会議員はいま、俺は自分で行ったんだちゅうて、そんなに行けるんかって、問題に今なってますけどもね。
　それは公職選挙法違反だから違反するほうが悪いんですけども、なぜそんな話になるかというと、日本の有権者というのは何を基準で選ぶかというと政策で選んでないんですね。あぁ葬式に来てくれた、と。結婚式に来てくれた、就職の世話をしてくれた、入学の世話をしてくれた、なんかそういう個人的、義理と人情というね。そういう世界でやってる、と。そりゃ日本文化かもしれませんけど、それは民主主義ではない。ということで、何が民主主義かと言えばそれは政策論争で、もっと言えばディスカッションじゃダメなんですよ。ベラベラ思い付いたことを喋っているだけではダメで、論争をしなきゃならない。肯定論と否定論と両方、Ａ案・Ｂ案でどうだ、って論争する。討論、アーギュメントしなきゃダメなんですよね。

政策論争

　ですから、それは当然、根拠-----事実に基づいた理由を示してお互いに議論し合って、で、相手の言うことが正しければ自分の意見を変えていく、と。いうところが民主主義だと言われてますわね。ま、偉そうなことを言うようですけどね。
　それを、日本国民はこの戦後７０年間１回も受けてないんですよ、教育で。主権者教育がまるでできてない。なかったわけです。それは総務省の佐々木毅さんが座長をされた常時啓発委員会報告書のなかでも、もうピシッと言っているわけですね。それの反省に基づいて、総務省と文科省が去年から高校で、１８歳選挙だからもうそれをやりなさいよ、ということでもの凄いボリュームの副教材を配布して、それで今やってますね。それを見てますとね、インターネットでとれるんですけどもね、もう論争重視ですよ。教室で議論をしなさいという教材-------模擬投票もけっこう重視してますけども。ですから、ディスカッションしなさい、と。本当言うとディスカッションよりさらに討論しなきゃいかんと思いますけども、そういう方針で実践編なんかいろんな、こんなやり方がありますよ、っていうのを、これから始めるんですね。

「常時啓発事業のあり方等研究会」
最終報告書本文（平成 23 年 12 月）
http://www.pref.nara.jp/secure/28435/miraimanyuarusankou2.pdf

　で、それは今までは政治的中立性が誤解されてきた、と。教育基本法１４条の政治的中立性が誤解されてですね、タブー視するのが政治的中立性だと誤解されてきて、ずーっと戦後、教育委員会もそうですし、選挙管理委員会------明推協ね。明るい選挙推進協会のほうも、それをタブー視してきてますね。それを反省してますよ。もう政府レベルで。

教育基本法14条

明るい選挙推進協会

　だから、そういうことになれば-------私、あるところで書いたんですけども、むしろこれから勉強せないかんのは、我々じゃないか、と。若い高校生だけじゃないんじゃないか、と。今までまともな主権者教育を受けてこなかった我々じゃないか、とね。
　いずれにしましてもその問題は、制度をどう変える、その話と同時に、その後をどういうふうにやっていくか、あるいはその前かもしれませんけども、両方同時並行的にやっていかなきゃいかん問題だとは思いますけどね。

濱野道雄　たとえばすごくシンプルに言えば、討議をせよ、と。感情論じゃなくて中身を出せ、と。たぶん、そういったようなルール-------それをルールと呼ぶべきかはともかくとして、そういう場を持っていく。持てるようにする。たぶん、市民の知る権利にもなると思うんですけれども、その上での判断がないと、それは本当の意味での選挙と呼べない、と。支持

[キーワード]

もできないのに進んでいく。そういう意味でのルールと言いますか、何が具体的な形としていいのか？なんですが…。

片木淳　　あの、そういうことです。それでだから、なぜこういう話をしているかというと、申し上げたように諸外国においてはそんなことどこもやってない、と。民主主義国家でね。日本も大正１４年の前は自由だった、と。で、今も戦後の日本国憲法ができたあとも、前と同じことをやってるという状況からいくと、そこは撤廃していいんじゃないか、と。むしろ撤廃しないと民主主義にならないんじゃないか。というふうに思っているわけですね。

濱野道雄　もう一歩踏み込んだ何か、っていうのはないですか。つまり７０年やってこなかったものを、じゃぁ止めますどうぞ自由で、って言って始まるのか。その時に、いや、まず討議をする責任があるんだという、なにかそのための仕組みだとか。それは法律ですることではないのかもしれませんが…。

片木淳　　だからそれは、教育ができるまでは撤廃しないって言ったら、いつまでもならんでしょうね。

自由な選挙マーケット

小島敏郎　改良するのか、抜本的な提案をするのか、っていうのがあるんですけども、僕は先ほどから言ってるのは、自由な選挙マーケットを作って、それでお金の話だとか名誉の話はネガティブな別のところでチェックをすればいい。で、それがたぶん先進国の基本なんだろうと思いますし、それから今の公職選挙法が大正１４年のところからできてきた-------先ほど言いましたが、普通選挙と治安維持法セットだし、これが戦争体制の、よく言われる 1940 年体制って言われるんですけど､いろんな国家総動員からずっと来てて直っていない部分だから、そういうところは清算をして自由化していったらいいんじゃないか、ということですよね。

ただ、文化を変えなきゃいけないというのはそのとおりで、地方の選挙管理委員会っていうのは、自民・公明・民主のＯＢがみんなやっているところなんですよね。新しいところは入らないんですよ、もうみんなＯＢなんですよ。だから既成政党の人たちがもうそこから絶対に退かないわけですから、地方の選挙管理委員会に任せて、ってやってれば、もう自分たちで囲い込んでそのまま変わらない｡で､そこに公のルールを作ってくださいね、って言えば、自分たちの権益を守るルールしかできないですよ。実態はそう。

それから、共産党も含めてですけど、共産党の方は行ってるかどうか分からないんですけれども、当選した市会議員・県会議員はお祭りとかいろんな式典があったら、そこにみんなもう席が用意されていて、みんな挨拶に行くことになってんですよ。で、これが先ほどの自由なマーケットを疎外しているわけです。

千葉県なんかバスに乗ったら､「詐欺に遭わないようにしましょう　千葉県知事〇〇〇〇」なんて毎日聞かされてますよ。詐欺防止でいつも知事の名前が連呼されています。

だからこれもね、さっき山口さんがおっしゃったような毎日が選挙運動なのかもしれませんよ。バスに乗ったらずーっと名前を聞かされてるんですから。ま、囚われの囚人みたいなもんですけどね。

だからそういう日常的にすでにエスタブリッシュされた、日常的な現役優先のシステムができてるんですよ。で、それから離れて、自由なマーケットをどう作るか？というのはなかなか難しいことだけど、文化も含めてそれは議論しなきゃいけないけど、提案はそういうことだし、だけど、部分的に直すという方法もあるかもしれないから、両方案出したらいいんじゃないか、というふうに思いますけどね。

山口あずさ　ちょっと質問、ちょっと提案なんですけれども、坪郷先生がさっきおっしゃったドイツの例で、音楽があってということで、ビールも飲めてって、それってタダなんでしょうか、それとも有償…？

坪郷實　　ビールとかソーセージは販売をしてますので､それぞれが買って食べたり飲んだりする、ということですね。

三宅洋平

山口あずさ　日本でも三宅洋平がやった選挙-------みなさんがご覧になってるかどうか分かんないですけども、前回の参院選でまさに音楽、駅前で音楽をということをやっていて私はやっぱり素晴らしいなと思って、それをツイキャスで撮ってきてビルの壁に映してみようかと思ったんですけど、そしたらそれは公職選挙法違反だと言われてできなかった、っていうことがあるんですけども、でもそこには食べ物はなかったんですよね。お祭り騒ぎ、美味しい物はなかった。

で、私は自分自身が選挙に出たんですけれども、いろんな人が応援してくださって、古い選挙のタイプの方も応援してくださって、まぁあの、言っちゃ悪いですけれども、選挙事務所に行くと何か食べ物がある、お菓子がある、ご飯が食べられるっていうのが、いま

[キーワード]

東京の選挙でウチに来ておにぎりが食べられることがありがたいと思う人って、そんなにいない、っていうか、私がういている階層とかだとだいたい、うんとお金持ちもいなければうんと貧乏なわけでもないような人たちが応援してくれてたので、私から何か食べ物を貰おうと思って来てた人は全くいなかったと思うんですけども、そういう意識となると、音楽が楽しい、なんか美味しい物が食べれる、だから地元のお祭りなんかでも、有償ですけども、お金を払って食べるんですけども普段よりちょっと美味しいものが食べれるお祭り騒ぎみたいなのが、たとえば渋谷のハチ公のところで三宅洋平さんたちの音楽のイベントがあって、しかも焼きソバだなんだってワーッと屋台とかもあって、「食」までそこに持ってこれたら、盛り上がり方が変えられて、で、しかもちょっとこう、普段より小難しい話なんだけど、でも自分もそう言えば気に入らないことがある、っていうね。“年金下がった日本死ね”っていうキャッチフレーズで今なんか始めようとしている人がいるんですけれども、なんかそのポピュリズムとかっていうのをうまく刺激しながら、難しい議論に巻き込むっていう要素がないと、討論会しますから来て下さいって言ったって、私も商工会が主催する討論会に行ったって、それはもうそもそも関心のある人がナンボのもんじゃいと思って見に来る、っていうのが、それは西東京市民のごくごく一部の人たちが見に来るだけで、基本的に討論をしますから集まってくださいなんて誰も来ない。

で、私は駅前アゴラと称してですね、勝手にやったんですけれども、駅前で討論会みたいなのを勝手にやったんですけど、うるさかったと言われただけで終わりましたけれども、何かその工夫で、お祭り騒ぎだと食で、タダで提供するってことも工夫によってはできるかもしれないですけども、楽しい音楽と、美味しいかお腹がいっぱいになる何らかのツールということで、盛り上げることができるんじゃないかな、という気がちょっとしました。

小林幸治　すいません、坪郷先生。改めてなんですけど、すでにかなり議論も進んでいるので、「選挙運動期間設定の現状と課題」、少し共通認識として、このへんはみなさんちょっと押さえておきましょうみたいなことを中心にちょっとご紹介いただいてもいいですか。

配布資料(2)

坪郷實　ええと、すでにもう片木さんが包括的に公職選挙法から議論をしていただいたので、私のところはほぼ従来から議論されていることの論点をまとめた形になっていますので、今までの議論も含めて、こういう論点を押さえて議論をしていけばいいのではないか、という私の意見をお話したいと思います。

(1)「規制だらけの選挙」から「市民が参加しやすい選挙」へ

で（１）からずっと順番にありますのでこれに従って、すでに片木さんがお話されたところは短く飛ばしていきたいと思いますが…。

第１のところは、基本的な見方、あるいは目標として何を考えるか、ということで、現状を「規制だらけの選挙」というふうに捉えるとすると、この規制を撤廃することによって市民が参加しやすい選挙へと転換させる、と。これを目標として見ていくということになります。

公職選挙法の廃止

それで、市民が積極的に参加できないという現状から言うと、参加できるようにするためには、片木さんが抜本的なというふうに言われた点で言いますと、公職選挙法の廃止ということになります。

2000 年 地方分権改革

で、これは前回も議論になりましたけれども、国政レベルの選挙と自治体レベルの選挙とは切り離して、現在は 2000 年の分権改革以降は、国の政府と自治体政府の間は関係としては対等・協力関係に転換をしたわけですね。これを実態としてそうなっていくためには、まだまだ時間はかかるかも分かりませんが、ここからすれば国のレベルの選挙と、自治体レベルの選挙というのは切り離してそれぞれ議論をし、規定が必要な部分は規定をしていく、という方向が重要ではないかというふうに思います。

18 歳未満の選挙運動禁止規定

まずはそういう抜本的な改革がひとつですし、それを通じて市民と-------市民と、と言っているのは有権者だけではないだろう、と。後でも出てきますし、片木さんも言われましたけれども、１８歳に選挙権が下がったんですが、１８歳未満は相変わらず選挙運動に関わってはいけないという禁止規定が入っています。

しかし、たとえば１５歳、１６歳、１７歳となると、もう１８歳から選挙権ですから、選挙についていろんな関心を持つときに何もできない。ということは、やはり問題があります。

で、さらには有権者のなかにも非常に多様な状況がありますので、多様な市民が参加できるようにするということが必要になりますけれども、市民と政党政治グループ・候補者との間でまず第１に重要な点は、先ほど議論にありましたように選挙マニフェストや政策をめぐる対話・論争を基本にする。

もちろん、それも含めて選挙というものはこういう重要な場であると同時に、みんなが家族連れでですね、参加できるような楽しい場面も含んだもの、というふうに考えていく。

対話型、コミュニケーション型の選挙活動

その意味では、対話型、コミュニケーション型の選挙活動をこれからは目指して定着していくことが、日本における新しい政治文化、選挙に関する新しい文化を作っていく、という観点が必要ではないかというふうに思います。

ドイツの選挙キャンペーン

で、ドイツの演説会の話をしましたけれども、毎週のように政党や候補者がやる選挙キ

［キーワード］

ャンペーンは街頭にパラソルを持って来て-------これは政党とか政治グループによってカラーがそれぞれ違うわけですけども-------パラソルを持って来てそこで小さな台があって、そこに選挙マニフェストだとか個別の政策についての様々なリーフレットを置いておいて、候補者あるいは党員・選挙運動のメンバーが何人かいる。で、そこに、どちらかと言うと市民のほうが、この課題はどうなった-------たとえば日本で論点をあげるとすると、脱原発をなぜしない、そういう政策をあなたの政党はやらないのか？というふうに、行き交う市民が候補者や党員に対して議論をふっかけていく。そういう対話型の選挙をやるのが日常的に行われている。

と言っても人が集まるのはやっぱり土曜日の昼とか日曜日の昼ですから、メイン通りに土曜日のお昼や日曜日のお昼にですね、そういう選挙キャンペーンが行われる。

で、基本的にはマイクは一切使われないでやる。もちろん街頭で演説会を大規模でやる時には大音量のマイクを使いますので、その時はかなり周辺は影響はあるかと思いますが。

たとえばそういうものがヨーロッパの場合、ドイツの場合にありますけれども、じゃ、日本の場合にはどういう選挙をこれから作っていくのか？ということになるかと思います。

（2）日本国憲法第21条
（3）1979 年批准の国際人権B規約19条

で、選挙運動期間と関連する論点としては、このあたりもすでに片木さんが言われましたけれども、日本国憲法の表現の自由、それから 1979 年に批准をしました国際人権Ｂ規約１９条の、表現の自由との関係で代表者の選考とか選挙についての部分があります。

（4）市民の選挙への参加を規制している大きな問題点

それで日本の場合には、先ほど出てきましたけれども、市民が選挙に参加をすることがなかなか難しいのは、法律の明文規定なしで選挙運動と政治運動の区別が行われて選挙の期間が定められている、ということがあります。

これによって公示・告示前の事前運動が禁止される、と。と言っても、立候補にあたる準備活動はやっていい、と。で、準備活動と事前運動とはどこが違うのかっていうのが議論になるわけですね。で、先ほども言われたように、選挙期間中は--------一部、指定都市以外等の例外はありますけれども、確認団体となった政治団体を除いて今度は政治活動が規制されるという状況になります。

（5）選挙運動と政治活動の区別

それでは選挙運動と政治活動の区別というのは、片木さんが整理されたようにですね、これまでの規定はこの配布資料に同じことが書かれていますけれども、果たしてこういう区別は可能なのだろうか、というふうに考えますと、ヨーロッパあるいは主要先進８カ国の場合に、日本を除けばほとんどのところで選挙期間が設けられていないのは、ひとつはやはりこの政治活動と選挙活動を明確に定義して区別することが難しい、ということがあると思います。

ドイツの事例

この海外の事例もいくつか具体的にあげることは必要かと思うんですが、私がちょっと記憶をしている限りでは、ドイツの場合には政党助成というのは選挙の得票数に従って政党助成をやっているんですけれども、一定時期はですね、選挙活動に関して政党助成をやるという規定があったんですが、やっていくうちに政治活動と選挙活動っていうのはどうやって区別するんだ、という議論になって、結局区別できないのではないかということで、今は選挙活動に特定するような形にはなっていません。

そういういくつかの事例を国際的にも拾っていくことが必要かも分かりません。

（6）選挙運動期間

それで、選挙運動期間については、先ほど８回と言いましたけど昭和２５年にこの選挙期間が設定されて、その後９回目ですね。現在は平成６年の規定が生きてるんだろうと思うんですけど、これが９回目ということになります。

で、昭和２５年から昭和５８年までの間に何度も改定をされてますし、昭和５８年の段階でかなり短縮されてますが、それがさらに平成６年で国政レベルで特に短縮された、ということです。

これはもうすでに論点が出ていますけれども、選挙期間が短い理由というのは今後議事録等も含めて調査が必要ですが、当然この選挙期間が短くなることによって既存の政党や現職議員がはるかに有利で、新しい政党や新人候補者が不利な条件に押しやられる、と。で、政党や現職議員というのは選挙活動じゃなくて政治活動でそれぞれ活動ができるわけですけれども、新しい政党や新人候補というのはなかなかそういう場が限られるので、こういう状況を生み出している、ということになるかと思います。

（7）18歳未満の選挙運動の禁止を撤廃する

公務員の選挙運動

で、関連して先ほどもすでに言いましたけれども、１８歳未満の選挙運動禁止がありますから、これを撤廃をする、と。それから公務員の扱いも考えていく必要があるだろうと思います。公務の地位を利用するというのはもちろん禁止になるでしょうけども、公務員が一律に選挙運動ができないという規定もやはりおかしい、ということになるだろうと思います。

（8）選挙期間の設定、選挙運動の規制、公営選挙

それで、選挙期間の設定、選挙運動の規制、公営選挙というのは、すでに議論がありましたように、相互に関係をしていると思います。これは切り離す、乃至は抜本的な改革をしていく、と。

で、選挙運動の夥しい規制が、まだかろうじて-------最高裁も含めて認められているのは、選挙期間を設定してその期間に限定している、という理由付けもひとつはあると思います。その意味でいうと、選挙運動の規制を撤廃すれば、選挙期間の設定というのは必要ない。で、選挙期間の設定が不合理であるというふうになれば、こういった詳細な規制も

撤廃をする、と。
　それに関連して、公営選挙の部分はどのように位置づけるのか、という基本的な議論が必要になる、ということになるかと思います。

（9）規制だらけの公職選挙法の原型

　で、歴史的には、これもすでに出てきましたけれども、1925 年以前は非有権者も含めて選挙運動も自由だったわけですけれども、それが 1925 年の男子のみの普通選挙法制定時に全面的に法律で規制された、と。
　で、第二次世界大戦後、男女普通選挙制度が確立した時点でも、これは引き続いて禁止-------特に戸別訪問の禁止や、事前運動の禁止というのは継続された、と。
　それで、それぞれ別の選挙法だったものが 1950 年に一本化されて公職選挙法になったわけですけれども、国政レベルと自治体選挙というのは、公職選挙法を廃止して切り離す、ということがひとつの方向ではないか。

国政レベルと自治体選挙
公選法廃止で切り離す

（10）主要国首脳会議の多くの国々で、選挙期間は設定されていない。

　で、先ほども言いましたけれども、主要国首脳会議の多くの国では選挙期間は設定をされていない、と。その前提には、選挙運動と政治活動を明確に区別することは困難である、ということになるかと思います。

（11）選挙運動期間を設けずに、事前運動と選挙運動の区別をなくし、選挙運動を原則として自由にする。

　で、最後に結論的に言いますと、選挙運動期間を設けずに、事前運動と選挙運動の区別をなくし、選挙運動を原則として自由にする。
　これについては、片木さんは抜本的な改革と、選挙期間については抜本的な改革ができないとすれば、別な戦略も考えないといけない。その場合には、少なくとも現在のあまりにも短い選挙期間を１ヶ月２ヶ月延長をする、というような提案をするかどうか、ということが検討課題になる。ということではないかと思います。

（論点整理）

小林幸治　はい、ありがとうございました。そろそろ時間もあと１５分くらいですので、少し整理させていただければと思います。
　それで、かなり詳細な議論をしていただいて、基本的には片木座長のお示しいただいた最後のページ、今後は１１から１２ページを基本にして議論が今後も進められればいいかと思っています。それで、１１ページから改革案ということで「抜本的改革案」と、それと１２ページ目のほうで「当面の改革案」ということでお示しいただいています。

抜本的改革案

　それで、ここでは抜本的な改革案として坪郷委員からもお話がありましたように、選挙運動と政治活動の規制の原則禁止・廃止ということ。

選挙運動と政治活動の規制の原則廃止

　ただ一方で買収の禁止、選挙資金に関わることは少なくとも残しておかないといけないだろう、ということ。それと、それ以外にも、ここは廃止すると選挙運動中、政治活動のうえで、不正も含めてかなり行われる可能性があるようなことは規制を残しておくべきだろう、ということもたぶん出てくるんだろう、と思います。

残しておくべき規制

　それと、３点目は地方分権の観点から、自治体の選挙を国の法律でがんじがらめに縛っておくのはどうか、ということ。自治体のことは自治体で決めるような方式で考えてはどうかという３つの点について、抜本的な改革案としてお示しいただいています。

地方分権と自治体選挙

　それで、他の委員の方からも、たとえば自由な競争と公正な競争のうえで、どういうふうに選挙制度を組んでいくべきか、ということ。これも大きな論点だと思いますし、定義をどうするか、選挙運動そのものを全廃するとしても、何か規制を残すのであれば、一定程度の定義は目的も含めて必要だろう、再考すべきだろう、ということが抜本的な改革の内容として出てきてるのかな、と思います。

自由な競争と公正な競争

定義

　それで、当面の改革案として、選挙運動期間の延長。これは将来的には廃止するとしても、その過程での考え方をどういうふうに示すかということ。

当面の改革案

選挙運動期間の延長

　それとマニフェスト。地方議員選挙におけるマニフェスト文書の解禁というのは早急にでも進めるべきじゃないか、ということ。

マニフェスト文書の解禁

　あと、戸別訪問の自由化についても、自由にする。
　ただこれも、完全に自由にしてしまうのか、候補者も含めて支援者ですね、支援者も含めてにするのか。これ、現実的な話として特に都市部ではオートロックも含めて自由に訪問ができないような状況のなかで、これをどういうふうに解禁していくのか、ということはもしかしたら論点としてあるのかな、というようなこととか。

戸別訪問の自由化

　あと、立会演説会については、この部分はけっこうご議論いただきましたけど、立会演説会自体の主催というのは誰なのかとか。市民が設定した立会演説会に候補者は行かなくてはいけないのかとか。このようなあたりのルールっていうのは、もしかしたら必要なのかな、ということ。また、実際に開催しても候補者は誰も来なかった、みたいなことだと、なおさら形骸化していく可能性もありますし、それを促すような取り組みというのも必要なんだろうということ。
　ただこれ、一方で見ると、誰も来ないからやらないのかという話にもなるかと思いますので。少なくとも場の設定だけは責任を持って誰かがやるとか。そういうことは、もしかしたらルールとしてありえるのかなと、お話を聞いていて思いました。

立会演説会

　それとインターネットに関しても、誹謗中傷との関係も含めて、少しこの部分は、アメリカの事例なんかも出てきましたけど、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムなども外国の例

インターネット選挙運動

をあげてみると、アメリカは表現の自由がすごく強い国ですので、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムに関しても規制法というのはアメリカではなかなかできない、という話もこの間歴史的にありますので、ヨーロッパも含めて、どういうことが行われているのか、ということも少し調べてみる必要があるかな、というふうに思いました。

で、今あがっているのは、片木座長のほうからあげていただいたこの当面の改革案として５つでしたけど、議論のなかでは、費用について、特に税金を使って候補者に対して、どういう手だてをするのか。要は、この「自由な競争」「公正な競争」とのバランスで、政治資金、選挙資金をどのように考えるか。お金に余裕のある人はかなり有利になるわけなので、そこらへんどういうふうに考えるのか、というのがちょっと大きな点かなと思いました。

それで、今日はもう１０分ほどしかありませんので、その部分を改めてここでみなさんからご意見をいただいてということはちょっと物理的に無理ですが、このへんを少し掘り下げて、当面、参議院選挙の前に第１部門としていくつかでもアウトプットできるか、ということも含めて検討を進め、少なくともこの部分はすぐにでもできるんじゃないか、ということがあれば、提案していく必要があるのかな、と思います。

それで、その前提として、みなさん多くの方から出ていたように、選挙で誰かの名前を書くという行為に対して、政策論争もされていない選挙制度であり、参加しにくいし楽しくないしというルールのなかで、より参加を促していくというのは現行の法律のなかでは難しいだろう、というのが基本的な考え方なのかな、と思います。そこを、多くの人に参加してもらうような仕組みに変えていかないかぎりは難しいだろう、と。そのためには、より自由に、誰でもが参加しやすいようにするべきじゃないか、ということが根底にあるのかなというふうに思いましたので、そこらへんをもう少し整理をして、場合によっては事務局、実務者会議のなかでも少し練ったうえで、改めてこの第１部門でさらに深掘りするような議論を次回以降やったらどうかな、と思いましたが、いかがでしょうか。

実務者会議で練ったうえで次回以降

もしそのような方向で進めさせていただければ、確認していただければ、そんな方向で次回以降と思いますけどいかがでしょうか。

立会演説会

小島敏郎　今の取りまとめの中の、（４）の立会演説会の復活と第３者主催ね。ここ、公のルールというのは極めて消極で、これこそ自由マーケットの中でやっていくべきことなんだろう、と思うんですよね。

で、それは普通はメディアがやるわけですけども、“ＮＨＫなら出るけどテレ朝なら出ない”とか、そういうところでまたお上に頼るってことになると、やっぱり日本はお上なんだね、お上が言うことじゃないと信用できないんだ、つまり自分が信用できないわけですよ。有権者が。やっぱりお上じゃないと信用できないんだ、っていうそういう選挙をやろうとしているわけじゃないんじゃないか、と思うので、そこは注意をしていただきたいと思うんですね。

濱野道雄　ただ、それも含めて、そういう「お上」ではない政権、国家というものを作っていくのが選挙のそもそもの目的で、そちらに戻していく。だから、なにもかも（市民か「お上」かの）二元論的に考える必要はないんじゃないかな、というのがありますけども、ちょっとこれは大き過ぎるので…。

あと、ほんとにきれいに丁寧にまとめてくださってありがとうございます。ひとつだけ。投票率が落ちていく中で、今、選挙権の側のほうからの話でしたけど、被選挙権の側でも“投票しない権利”というような言われ方をしますけれども-------結果的にはそれは現役に全部持っていかれるわけなんですけれども-------「自分の考え方が入る、自分の考えを言ってくれている候補者がいない、だからそこに責任を持てないので投票しない」、という論理と言われるようなことがありますけども、ならば、そういう自分の考えを代表する候補者を立てられる、場合によっては自分が立つ、そういう意味で被選挙権のほうのハードルも下げていくことが、投票率を上げていくにはそれも１つのこととして。両方とも同じようなことなんですけども、ちょっと付け加えさせて…。

被選挙権のほうのハードルも下げる

片木淳　小島さんの見解に私も理解するところがあるんですけども、釈迦に説法ですけども、我々としては、主権者が国民であると日本国憲法に書いてある、それに基づいて制度を考えていく、と。誰が主人公かって言ったら国民だ、ということになるんで。このあいだ石川委員もおっしゃったと思いますけども、“賢明な有権者に任せる”と。お上が、あれ止めとけこれ止めとけ、心配だとか、ポピュリズムが出てくるとかなんだとか、余計なことをお上がもう言わない、と。選択は“賢明な有権者”がする、と。いま賢明でなければ賢明になるしかない、と。いうふうに思いますので、その発想でなるべくこの規制を-------この１２ページの一番上に、買収禁止規定は残すことになるんじゃないか、と私はいちおう申し上げてありますけども、他の問題もできるだけ撤廃していって、あとは有権者がそんな変なことをやる奴は落すというふうに、選挙で決めたらいい。それが規制として働けば良いわけだと思いますので、そういう感じで作っていったらどうかな、というのが意見です。

賢明な有権者に任せる

［キーワード］

18歳未満の選挙運動の解禁

　それからもうひとつ項目としては、さっき坪郷さんがおっしゃったように１８歳未満の選挙運動の解禁ですね。これも当面の問題としては入れていいんじゃないか、と。項目としてね。他にもあればどんどん出していただいて。それが実現することになるかどうか分からなくても、言っておく価値はあるんじゃないかという気はしました。以上です。

選挙資金に関する規制

石川公彌子　すごく分かりやすくまとめていただいて、ありがたいんですけれども、１点。先ほど、選挙資金に関する規制は残すべきなのか、というご意見がありましたけれども、思い出すのは大阪都構想の時ですね。あれは公選法の規定以外のところで行われていたものなので、かなり資金を投じて広告代理店に依頼をしてキャンペーンを張っていったということがあって、で、維新が分裂をするときにその時の借金をどうするとかいって揉めていたのも記憶に新しいですね。やはり、まったく規定がないところでやるとなると、ああいう大規模に広告代理店を入れてキャンペーンを張っていくということで、かなり有権者の意識が変わってきてしまうということを目の当たりにしておりますと、やはり資金力があるかないかということが結果を左右するという問題に直結するのではないかな、という危惧を抱いてしまうのも事実であります。資金に関する規制というのは、ある程度は考えていかないといけないのではないかと思います。そもそも市民というのは資金力がないから政治参加が難しいという現状もあるわけですから、市民参加ということを考えた場合に、すべて無制限にやってしまうというのは、果たしてそれは公平・公正と言えるか、というのは非常に難しい課題としてあるのかな、という感じはいたします。

第1部門・第3部門合同

選挙管理委員会

城倉啓　　小林さんがこの後のことについて言われたので、事務局からちょっと確認ですけども、４月に今度第１部門会議がある前に、実務者と言えば具体的には共同代表の片木さんと、小林さんと、そして事務局からは富山、丸井、そして私が入って、論点の整理をして深掘りができるように次の会議までに資料を作る、という意味なのでしょうかという実務的な質問がひとつ。

　あと、一番最初に挨拶をいただいたなかの共同代表者会議に関するなかで、ひとつだけ私から補足をさせてもらっていいですか。それは、第１部門と第３部門とで合同に考えなくてはいけない部分があるんではないか、ということが話されました。それは何かと言うと、選挙管理委員会の問題です。ですから今回の議論でも、誰が何を取り締まるのか、警察であるならば、いま裁量が非常に広くなっております。明文の規定がないからなんですけれども。しかし韓国などを参考にすると、主権者教育も選挙管理委員会がやり、そしてまた取り締まりも選挙管理委員会がやる、と。そして独立している、と。まったく行政からは外れて。憲法上の一機関になっている、と。その選挙管理委員会の議論というのを、第１部門と第３部門は一緒にやっていかないといけないのではないか、と。いま私が述べたことは、第３部門で議論されたから言っているわけですけども。というようなことも少し視野に置いておいていただいて、というふうに思いますので。

　第１の質問については、小林さん、どうですか。

小林幸治　ご指摘のとおりで、願わくば、ひとつひとつちょっと深掘りしていかないと、たぶん先が見えてこないかな、という気はしてますので、少し整理して次回以降の議論を有効に進めるための材料をと思います。あまり具体的な提案というよりは、こういう考え方もあるんじゃないかとか、こういう考え方もあるんじゃないか、っていうことを整理する必要があるかな、という意味でです。

城倉啓　　４月上旬から中旬にかけて日程調整を事務局のほうでさせてもらって、いま申し上げた５名で話し合って、次の会議までにお出しできるようにいたします。

小林幸治　はい。ちょっと残り時間が少なくなってしまったんですが、今日、けっこう多くの方がご参加いただいて、ちょっと全員にマイクを回すことは不可能なんですが、何人かご意見なり感想なり、いただければと思いますが…。

インターネット投票

傍聴者Ａさん　えっと、いろいろあるんですけども、「選挙市民審議会」の“市民”に、高校生とか大学生の意見が入るのか入らないのか。市民って何だろう？っていうのが、あります。

　で、そのへんの方の意見を聞けば、インターネットで投票だとかですね。今までのことじゃなくて、これから。投票を楽しくするにはどうすればいいかっていうのは、その方々からはいくらでも意見が出てきて、インターネットで投票すればいいんじゃないの？というのが当然出てきて、それをできるようにするっていうのがひとつ。

　で、それで一本化できるのか、できないのであれば従来型の投票も併用して、私はどっちで投票するか、みたいなのがあってもいいんじゃないかな、というようなことも考えて。

０歳児の投票権

　あともうひとつは、先ほど「年金下がった日本死ね」という話がありましたけど、その前に「保育所落ちた日本死ね」って言っているのは、誰が言っているかっていったら、０歳児が言ってますよね。０歳児は市民じゃないんでしょうか。だから、その人にも選挙権、

[キーワード]

男性と女性に1票ずつ入れる1人2票

投票権があってもいいんじゃないですか？　１８歳未満は親が親権者で、その０歳児が投票する権利があってもいいんじゃないですか？っていう、投票権とそれの反映の仕方。

それと、女性と男性で、１票を男性に投票するのと、女性に投票するっていう２票を入れるようなことで、女性を増やす、とかですね。第３部門でしたっけ、世田谷区で六十何人をを選ぶのになんで一人にしか投票できないの？という話があった。４～５人に入れられればいいんじゃないの？というような話もあったんで、１人１票でなきゃいけないのかどうか、っていうのがあります。

政策に投票する仕組み

あと、先ほどインターネットの話があったんで、いま、人を選ぶことしかないんだけど、政策を選ぶ-----消費税で言えば、１０％、８％、５％、それに対して選挙権がある人は投票できるっていう、政策投票できるような仕組みがあったほうがいいんじゃないかな、と。
で、人を選ぶっていうことは、地方ではなんか名誉職のために選挙で人を選んでいる。で、人口が減っていくのにまだ人に頼るの？　政策に頼って、政策に対する投票っていう仕組みを作ってもいいんじゃないかな、っていうふうに思いました。

供託金

傍聴者Ｂさん　先ほど、選挙運動規制が普通選挙の導入とセットで、治安維持法なんかともセットで導入されたというお話ありましたけども、供託金も普通選挙とセットで導入されたというふうに私は聞いているんですけども、それはそれまでは選挙権が納税額によって制限されていたわけですけども、小島さんから言われたように、まさに議会に無産政党が進出しないように被選挙権を供託金という形で実質制限するって形。それが今日まで続いているわけですね。
で、被選挙権-------なかなか立候補できないというひとつには、やはり世界的に見てもすごく高額な供託金というのがあると思うんですね。で、選挙権は納税額の制限がなくなって平等な普通選挙になったわけですけども、被選挙権については納税額が供託金に代わっただけで実質上は制限選挙だと思うんですね。で、これはやはり被選挙権の制限ということですごく問題だし、法の下の平等にも反するので、本当に私はこれは違憲ではないかと思うんですけども、この問題はぜひ取り上げて欲しいと思います。

小林幸治　はい、ありがとうございました。大変参考になる意見で、これからの議論にも参考にさせていただければと思います。
ちょっと予定の時間を過ぎました。次回は４月の後半ですかね。

富山達夫　まだ「調整さん」で調整中なんですけども、まだ書き込みをされてない委員の方々がいらっしゃるみたいなので、ぜひとも書き込みをお願いしたいと思います。

小林幸治　はい、次回決まりましたらまたお知らせを、ということで、今日は第３回、これで閉じさせていただきます。ありがとうございました。